

# 環境汚染企業に係る融資者の責任（1）

——商事法からの考察——

今 川 嘉 文

## 目 次

はじめに

### I 米国の融資者の浄化費用責任

- 1 MNB 判決の概要
- 2 CERCLA と浄化費用責任
- 3 浄化費用の責任当事者
- 4 責任当事者の拡大
- 5 融資者の免責規定
- 6 融資者責任の認定基準
- 7 融資者責任軽減の施策
- 8 MNB 判決の意義
- 9 米国の融資者責任の考察（以上，本号）

### II 日本の融資者の浄化費用責任

おわりに

## はじめに

米国の「包括的環境対処・補償・責任法（Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act of 1980；以下，CERCLA）」は，汚染された土地，施設を浄化すべき当事者として，当該用地，施設の現在および過去の所有者・操業者・廃棄物の発生者・輸送者を規定し

ている。そして、浄化費用を負担する責任者の対象は、判例により著しく拡大してきた。

しかし、不動産に担保権を設定して、事業資金を融資した金融機関に対し、CERCLAは当該銀行が施設経営に参加しないかぎり、「担保権者除外規定」に基づき、浄化費用責任を免除している。

担保権者除外規定によれば、金融機関は融資先企業の日常業務に参加・関与することなく、担保権を実行して、融資先企業の施設の所有者となった場合、金融機関が債権の保全のみを目的とする限りにおいては、浄化費用責任を負わない。

では、担保権者除外規定は、融資先企業および施設の経営・操業に参加する内容がいかなるものである場合に、適用されるのかが判例上、問題となってきた。控訴審判決のなかには、問題となった施設の財務面で経営に関与しておれば、金融機関の汚染浄化費用責任を課す事例もあり、金融機関は当該費用負担のリスクを回避するため、結果的に貸し流りを行うようになった。

そこで、本稿は、MNB判決を中心として、商事法（企業法）の観点から必ずしも十分な検討がなされていない「環境を汚染した企業に融資をした金融機関に対する浄化費用責任」について、日米の法理を考察し、責任の範囲および立法的施策を提言する。

## I 米国の融資者の浄化費用責任

### 1 MNB判決の概要

本件は、環境を汚染した企業に融資をした金融機関の浄化費用責任が問われた事例である。以下、MNB判決の概要を述べ、環境汚染企業に対する金融機関の融資者責任について考察をする。<sup>(1)</sup>

---

(1) MNB v U. S.; MDNR v Tiscornia, 810 F. Supp. 901 (W.D. Mich. 1993).

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

### (1) 事実の概要

Manufacturers National Bank of Detroit (以下、MNB) は、Auto Specialties Manufacturing Company (以下、AUSCO) に対し、1964年から融資を行ってきた。MNB の頭取は1964年から1978年まで AUSCO の取締役会のメンバーであり、MNB の副頭取は1978年から1986年まで AUSCO の取締役会のメンバーであった。

MNB は AUSCO に会計担当者 2 名を出向させ、AUSCO の財務内容および経営状況を MNB に報告させていた。しかし、1985年頃から AUSCO は経営不振となり、1985年 9 月に AUSCO は MNB に統合整理計画を提出した。MNB は AUSCO に融資を継続するとともに、新たなローン契約を結んだ。

当該契約において、MNB は AUSCO の財務を監視できる多数の条項があった。例えば、①AUSCO は毎日、MNB に財務状況を報告すること、②他の金融機関から融資を受けないこと、③利益配当を禁止すること、④MNB が AUSCO の全ての財産に担保権を設定することなどである。

1986年には、MNB の役員は日々、AUSCO と会議を行い、従業員の解雇、コスト削減などのリストラ策をより一層進めることを AUSCO に迫った。この間にも、MNB からの融資は継続されていた。

リストラ策の一環として、MNB は、AUSCO の議決権株式総数の 83 %を所有する AUSCO の役員兼取締役 Lester Tiscornia に対する報酬をゼロとし、AUSCO の議決権株式総数の 17%の半分ずつを所有する同社役員兼取締役 James Tiscornia および Edward Tiscornia に代わり、リストラを進める専門家を雇うことを要求した。

AUSCO は1986年 9 月に、MNB から紹介された担保物件の価値減少防止策 (work out) の専門家 Benjamin Sachs を社長に就任させた。Sachs は、AUSCO の債務を削減させた場合、当初50万ドルの報奨金を AUSCO への貸付金から得ることになっていた。そして、1986年から1987年にか

け、MNBはAUSCOの経営陣に対し、Sachsに協力しないのであれば、融資の扱いを変更すると強く迫った。SachsはLester Tiscorniaにより、1988年6月末に社長を解任させられたが、社長在任中、MNBと1週間に1度は必ず会合をもち、財務面の話し合いを行った。

なお、Lester Tiscornia, James Tiscornia および Edward Tiscornia は、1977年以来、AUSCOの役員であり、取締役会に多大の影響を及ぼしていた。Lesterは、1951年に取締役になり、社長および取締役会議長を経て、1975年に事実上、経営から離れていた。Jamesは、1986年まで事業長として本件で汚染原因となった4カ所の工場施設を管理していたが、各施設には環境対策に指揮をとる施設支配人がいた。Edwardは、1970年代は2カ所の工場施設の施設支配人であり、1979年から1986年は営業統括責任者の地位にあった。

1979年に、Environmental Protection Agency（連邦環境保護庁。以下、EPA）およびMichigan Department of Natural Resources（ミシガン州天然資源局。以下、MDNR）は、AUSCOに対し、同社の有害廃棄物の埋立地への処理が州規則に従っていないとの書面を送付した。

1981年に、EPAおよびMDNRが検査をすると、AUSCOは工場施設の炉の燃焼ガスのほこりを溜めた袋を埋立地に廃棄処分していた。濾過テストにより、埋立地2カ所から飲料水基準をはるかに超えるカドミウムおよび鉛が検出された。

そこで、EPAおよびMDNRは、CERCLAに基づき、埋立地2カ所の汚染浄化措置を行ない、当該浄化費用の賠償を求めて、MNBおよびTiscorniaに対し訴えを提起した。

## （2）判決の要旨

Michigan北部地区連邦地裁は、つぎの理由から、AUSCOに融資をしていたMNBの浄化費用責任を否定した。

CERCLAは、①有害物質を排出した工場施設の廃棄物処分当時の所

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

有者または操業者，②当該施設の現在の所有者または操業者などに，浄化費用責任を課している（CERCLA 107条 a 項）。

また，同法は，所有者および操業者について，「施設を所有，操業または支配していた者」と定義する一方，「施設などの経営・操業に参加することなく，その施設に対し，主として自己の担保権を保全するために，所有権の徴憑を有する者は，この限りではない」とする担保権者除外規定（CERCLA 101条(10)(A)）を設けている。担保権者除外規定が適用されるためには，MNBがAUSCOの経営にいかなる役割を果たしていたかを検討しなければならない。

融資者は，融資先企業の運営上のあらゆる局面に関して，日々の意思決定に関与し，会社の経営政策に多大の影響を及ぼしていた場合，経営参加をしていたといえる。本件では，①1964年から1986年8月まで，MNBの頭取または副頭取がAUSCOの取締役だった期間，②1986年8月から1988年6月まで，担保物件の価値減少防止策（work out）の専門家 Sachs がAUSCOを経営していた2つの期間が問題となる。両期間とも，MNBはAUSCOの全ての財産に第一抵当権を有していた。

第1の1964年から1986年8月までは，MNBの頭取または副頭取がAUSCOの取締役会にメンバーとして出席していたが，施設の操業および環境対策に係る事項は役員会で実質的に決定されていた。取締役会は年1回から2回開催されていた程度であり，MNBが現実にAUSCOの意思決定を支配していたとはいえない。このような限定された経営参加においては，MNBに浄化費用責任を課することはできない。

第2の1986年8月から1988年6月までは，MNBは貸付金の返済要求を強行に迫りつつ，AUSCOの経営に係わったことは容認できないことではない。AUSCOはSachsを採用しないことも可能であったのであり，現実に社長を解任している。それ故，MNBがSachsを通じて，AUSCOの意思決定を支配したとはいえない。MNBとSachsは1週間に1度は必ず会合をしているが，財務面に関する話し合いであり，AUSCOの財

務に対する監視が目的であった。

MNBがAUSCOの運営および施設の操業に影響を及ぼす能力を超えて、現実に運営および操業をしていたという証拠はない。他方、Tiscorniaらは各施設の廃棄物処理を担当する従業員を監督する地位にあったことから、浄化費用責任を負うものである。

## 2 CERCLAと浄化費用責任

MNB判決をはじめ、環境汚染企業に係る融資者の責任を考察する前提として、CERCLAについて概説する。

### (1) CERCLAと従来の環境法の相違

米国では、過去または現在の行為により引き起こされた有害物質による環境汚染の浄化に対処するため、1980年12月に、CERCLAが制定された。<sup>(2)</sup> CERCLAはスーパーファンド法とも呼ばれている。その名称由来は、連邦政府が自ら汚染施設などを浄化するための巨額の信託基金（スーパーファンド）を有することにある。信託基金（スーパーファンド）の正式名称は、有害物質措置信託基金（Hazardous Substances Response Trust Fund）である。

CERCLAの特徴は過去または現在の行為により引き起こされた環境汚染の浄化を目的としている。当該目的をより効率的に現実化するため、1986年10月に、CERCLAを大幅に改正したスーパーファンド法修正および再授權法（Superfund Amendments and Reauthorization Act; 以下、SARA）が制定された。<sup>(3)</sup>

---

(2) 今川嘉文「親子会社の責任論に関する一考察(1)」神戸学院法学32巻2号149頁。

(3) SARAにより、環境汚染浄化を目的とした有害物質措置信託基金が16億ドルから、1986年には85億ドルに増額された。また、1992年から1994年までの3年間で51億ドルの使用が認められた（大塚直「米国のスーパーファンド法の現状とわが国への示唆(1)」NBL 562号29頁）。

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

米国の環境法は、CERCLA=SARA 以外に、連邦農薬法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、毒性物質規制法、資源保護回復法 (RCRA) がある。RCRA の制定以前には、15,000トン以上の有害廃棄物が、約14,000の事業者により廃棄され、約90%が不適切に処分されていた。これら有害廃棄物に含有される毒性化学物質が地下水に浸透し、公共飲料水を汚染させていた。

そこで、第1に、RCRA は有害廃棄物の発生者に対し、当該廃棄物に関する記録作成およびその保存、連邦環境保護庁 (EPA) に対する報告などを課している (RCRA 3002条)。

第2に、同法は有害廃棄物の発生者に、当該廃棄物を EPA が許可した施設で処理されることを保証する体制構築を課している (RCRA 3002 (5)条)。第3に、同法は有害廃棄物の発生者に、多種類の廃棄物を継続的に投棄することを禁止している (RCRA 3004条)。第4に、同法は過去または現在の有害廃棄物の処置に起因する重大な危険を生じさせた者に、浄化費用責任を課している (RCRA 7002条)。

浄化費用責任を果たさない者に対し、連邦政府 (EPA) または州政府は、RCRA 7002条に基づき訴えを提起することができる。原告である連邦政府 (EPA) または州政府は、状況が環境または人体を害する危険性を有していることを立証しなければならぬ<sup>(4)</sup>。

米国における従来の環境法は、CERCLA=SARA を除き、過去に発生した汚染行為に有効に対処できなかった。例えば、過去に有害廃棄物を投棄した者が、土壤汚染を引き起こしたことに対し、連邦政府 (EPA) または州政府が対処する場合、つぎのような問題がある<sup>(5)</sup>。

① EPA が土壤を汚染した者に、浄化をさせることを命ずる法的権

---

(4) FERREY, ENVIRONMENTAL LAW: EXAMPLES & EXPLANATIONS, 2th ed. (Aspen Law & Business, 2001), at 110-135.

(5) 東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法～米国編～』(有斐閣, 1992年) 155頁。

限を欠いていたこと、

②当初、EPAは土壤汚染に係る危険な状況下においても、土壤汚染をEPA自らが浄化する資金を有していなかったこと、

③EPAは汚染土壤の指定、汚染浄化の優先順位の策定、汚染浄化をさせる決定権を有していなかった。

RCRAはこれら問題に対処するため、法改正を重ねた。そして、漏出地下タンク信託基金を創設するとともに、EPAに調査権限、義務違反者に法令遵守命令を発する権限並びに民事罰および刑事罰を課す権限を付与した。しかし、有害廃棄物の投棄を原因とする広範な土壤汚染および有害物質を垂れ流す施設の当事者に対し、十分な規制および浄化責任を負わせることはできなかった。

## (2) CERCLAに基づく義務

CERCLAは従来の環境法の問題点を検討し、環境汚染の浄化をより効率的かつ現実的に行うため、つぎの特徴を有している。

①汚染土壤の指定、汚染浄化の優先順位の策定、汚染浄化をさせる決定権をEPAに付与したこと、

②浄化費用を負担する責任当事者を具体的に指摘し、EPAが現在または過去の汚染行為者に対し、命令または訴訟を通じて、環境汚染の浄化をさせる権限を付与したこと、

③緊急に浄化を必要とする場合など、EPAが浄化を事前に行い、事後的に実行する浄化費用を負担する責任当事者に請求できる権限を付与したことである。そのため、EPAは浄化を事前に行うための多大の基金を保持することができる。

これら特徴に関連して、第1に、CERCLAは、有害廃棄物の貯蔵、処理または処分を行う施設または土地の所有者または操業者に、検出される有害物質の内容、事実、種類、有害物質の漏洩または放出の事実またはその可能性について、EPAへの通知義務を課している（CERCLA



103条)。

第2に、同法は、大統領に有害物質の除去および原状回復を決定する権限を付与している。有害物質の除去は短期的かつ緊急に有害物質の除去し、長期的に原状回復の責務を責任当事者に課すのである (CERCLA 104条)。

第3に、同法は、司法長官に有害物質の漏洩または放出されたことにより、急迫かつ重大な危険が生じた場合、責任当事者に対し差止めをなす権限を付与している (CERCLA 106条)。

第4に、同法は、費用を負担する責任当事者を具体的に例示し、EPAまたは州政府が負担した汚染浄化費用、原状回復費用、有害物質の漏洩および放出による損害賠償責任を責任当事者に課している (CERCLA 107条)。

第5に、同法は責任当事者が正当な理由なく、汚染浄化措置の命令に従わず、その結果としてEPAが代替して浄化措置を行った場合、EPAは責任当事者に対し懲罰的損害賠償として、現実に要した浄化費用の3倍を限度とする金額を課することができる。

第6に、CERCLAを改正したSARAにより、有害物質措置信託基金 (Hazardous Substances Response Trust Fund) を、従前の16億ドルから、1986年には85億ドルに増額した。85億ドルの内訳は、27億5,000万ドルは石油税、25億ドルは年200万ドル以上の企業に対する特別税、14億ドルは化学原料税、12億5,000万ドルは一般歳入、3億ドルは信託基金の利息、残り3億ドルは責任当事者から徴収した汚染浄化費用となっている。<sup>(6)</sup>

### (3) CERCLAの規制となる対象

CERCLAに基づき、浄化費用を負担する責任を課されるケースとし

---

(6) フィンドレー＝ファーバー『アメリカ環境法』(木澤社、1999年) 123-125頁。なお、前掲注(3)を参照。

ては、①有害物質または汚染物質を土壌、大気、海（湾）、河川、湖、池などに放出し、または放出のおそれがあり、①地域住民および隣接住民などへの健康、福祉および自然環境に悪影響を与える場合である。

このように、CERCLAの浄化対象は、土壌汚染および地下水汚染だけでなく、地表水汚染および大気汚染も含む。現代の科学では大気汚染を直接に浄化することは可能に近いため、人体に悪影響を及ぼす物質が大気中に浮遊しないために、その発生源となる土地または施設を浄化するのである。

RCRAは規制となる対象が廃棄物に限定され、当該廃棄物に有害な属性を含み、有害性が一定基準を超えていなければ、是正措置をRCRAに基づき発動することはできなかつた。それに対し、CERCLAの規制対象となっている有害物質は廃棄物に限定されず、有害性の程度は単に危険を及ぼす程度であれば、適用対象となる。

CERCLAは過去だけでなく、現在または将来における有害物質の放出のおそれを規制対象としている。しかし、現在または将来の時点における有害物質の放出は、過去の時点において有害物質が放出または漏洩され、過去の有害物質の放出・漏洩を原因とする様々な危険が、現実化または顕在化することを防止することにある。

例えば、過去に有害物質が地下に保管され、当該有害物質が放出する可能性が大きい事例などである。それ故、CERCLAは、過去における有害物質の放出行為または漏洩に対する浄化責任を主たる目的として<sup>(7)</sup>るともいえる。

### 3 浄化費用の責任当事者

#### (1) 潜在的責任当事者 (PRPs)

環境汚染の浄化および有害物質の除去などに関し、CERCLAに基づ

---

(7) MILLER & JOHNSTON, HAZARDOUS WASTE DISPOSAL AND REMEDIATION (West, 1996), at 136-161.

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

く方法として、第1に、連邦政府（EPA）および州政府間の取決めにより、州政府が環境汚染の浄化および有害物質の除去などを実施する。その後、これらに係った費用および損害賠償を、責任当事者から徴収するのである。

第2に、浄化費用の責任当事者が、連邦政府（EPA）または連邦裁判所の命令により、環境汚染の浄化および有害物質の除去など自ら行うのである<sup>(8)</sup>。

そこで、環境汚染の浄化および有害物質の除去などの費用負担者、またはこれら作業の責任者の対象が問題となる。CERCLAはこれら費用負担者または作業責任者を、潜在的責任当事者（Potential Responsible Parties; PRPs）として、つぎのように分類している（CERCLA 107条 a 項）。費用負担者または作業責任者である潜在的責任当事者（PRPs）は、遡及的責任を負う。

- a. 汚染施設（facility）の現在の所有者または操業者（operator），
- b. 有害物質が施設から排出された時期における、当該施設の所有者または操業者，
- c. 当該施設に運び込まれた有害物質の発生者（generator），
- d. 当該施設に有害物質を運んだ運送業者，である。

施設（facility）とは物理的な建築物および建物に加え、有害物質または廃棄物の放出・漏洩・投棄場所、有害物質の貯蔵コンテナ、有害物質または廃棄物の放出・漏洩・投棄した土地、海（湾）、河川、池、湖なども含む（CERCLA 101条）。また、汚染施設また土地を賃借して利用している者は、操業者に該当する。

CERCLA 107条 a 項に基づく潜在的責任当事者（PRPs）として、有害物質または廃棄物の放出・漏洩・投棄者だけでなく、①有害物質を発生させた者、②施設に有害物質を運んだ運送業者を加えているのは、有

---

(8) Chapman, *Parent Corporation Liability Under CERCLA*, 14 J. Land Use & Envtl. L. 307 (1999).

害物質または廃棄物の放出・漏洩・投棄の対象となった汚染施設または土地の過去または現在の所有者・操業者が、環境汚染の浄化および有害物質の除去に必要な資金を有していないケースがある。そのため、責任を負担する者を拡大することにより、環境汚染の浄化および有害物質の除去をより現実化させるためである。<sup>(9)</sup>

そこで、連邦政府（EPA）は、つぎのことを立証した場合、潜在的責任当事者（PRPs）に対し、有害物質の除去および浄化に係る費用負担責任、有害物質の除去および浄化作業負担、地域住民などに対する損害賠償責任、およびその他の費用責任を負わせることができる。

①発生者の有害物質を発生させた者が過去のある時期に、問題となった汚染施設または土地に輸送したこと、

②有害物質または類似する有害物質が、問題となった汚染施設または土地に実際に存在すること、

③問題となった汚染施設または土地の有害物質が漏出またはそのおそれがあること、

④有害物質の漏出またはそのおそれにより、環境浄化費用などの経済的負担が生じることである。<sup>(10)</sup>

潜在的責任当事者（PRPs）は、汚染浄化費用、損害賠償責任、およびその他の費用責任について、連帯責任を負う。そのため、これら費用を負担した潜在的責任当事者（PRPs）は、他の潜在的責任当事者（PRPs）に対して負担金を求めることができる。すなわち、有害物質の発生者、運送業者、汚染施設または土地の所有者、操業者は、連帯して浄化責任を負うのである。<sup>(11)</sup>

---

(9) 東京海上火災保険株式会社編・前掲注（5）157頁。

(10) フィンドレー＝ファーバー・前掲注（6）127頁。

(11) U.S. v. Chem-Dyne Corp., 572 F. Supp. 802 (1983).

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

### (2) 負担費用の範囲

CERCLA は、潜在的責任当事者 (PRPs) に対し、有害物質の除去および浄化に係る費用に関連して、つぎの費用を請求できる (CERCLA 107条 a 項)。

①連邦政府 (EPA) または州政府が負担した、有害物質の除去および浄化に係る費用並びに原状回復に係る費用、

②その他の者が負担した、環境汚染の対策のための費用、

③天然資源の損傷、破壊または喪失による損害、および当該損傷、破壊または喪失を調査するための費用、である。

連邦政府 (EPA) または州政府が有害物質の除去および浄化を実施する場合、実際に有害物質の除去作業および汚染浄化作業は専門業者に依頼することになる。そこで、①有害物質の除去作業および汚染浄化作業を行う専門業者に支払う費用の範囲は全額であるのか、②執行費用だけでなく、費用が支払われるまでの利息、③環境汚染行為を原因とする地域住民の健康調査および健康に対する影響調査に係る費用について、潜在的責任当事者 (PRPs) に請求が可能であるかが問題となってきた。

CERCLA を改正した SARA は、有害物質の除去作業および汚染浄化作業に係る全ての執行費用だけでなく、費用が支払われるまでの利息、環境汚染を原因とする諸費用についても、潜在的責任当事者 (PRPs) に求償が可能であるとした。<sup>(12)</sup>

## 4 責任当事者の拡大

### (1) 判例にみる類型

CERCLA は汚染除去および浄化義務を負う者を、潜在的責任当事者 (PRPs) として、①汚染施設の現在の所有者または操業者、②有害物質が施設から排出された時期における、当該施設の所有者または操業者、

---

(12) フィンドレー＝ファーバー・前掲注 (6) 133-134頁。

③当該施設に運び込まれた有害物質の発生者，④当該施設に有害物質を運んだ運送業者，と規定している。しかし，これら潜在的責任当事者（PRPs）以外に，判例上，つぎの者に対しても浄化当事者としての責任が問題となってきた。

①汚染施設の経営者または従業員であり，有害物質の処分行為に権限を有している場合，または有害物質の廃棄に最終的責任を有している場合，施設操業者としての責任が問われる（経営者・従業員の責任）。

②汚染施設を所有する会社の株主が，当該汚染会社の活動を支配している場合，実質的な操業者としての責任が問われる（支配株主の責任）。

③汚染された土地を購入前に，有害物質の有無に関する十分な調査を行い，当該物件に関し，汚染物質があったということを知ることができずに購入したのでなければ，「善意の購入者」として，浄化責任を免れることはできない（事業承継者の責任）。

④M&Aにより，有害物質の汚染施設または会社を買収した会社は，被買収会社による環境汚染に対する浄化に係る費用負担者となる可能性がある。それを免れるためには，環境監査の有無が問題となる（環境監査をしなかった場合の責任）。

⑤子会社の環境汚染行為または有害廃棄物の処分に，親会社が日常的に関与し，子会社を支配している場合，法人格否認の法理により，親会社の責任が問われる（親会社およびその役員の責任）。Bestfoods判決(1998)において，連邦最高裁判所は，「子会社の施設の操業に積極的に参加をし，施設の操業に支配権を及ぼした親会社は，施設の操業者として浄化費用責任を負う<sup>(13)</sup>」と判示した。

⑥金融機関が融資先企業の運営，意思決定または財務に関与し，一

---

(13) United States v. BestFoods, 118 S.Ct. 1876 (1998); Prebble, *Corporate Law Confines To Parent Liability Under CERCLA: United States v. Bestfoods*, 118 S.Ct. 1876 (1998), 67 U.Cin.L.Rev. 1357 (1999).

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

定の支配をしていた場合、融資先企業の環境汚染行為に対する融資者責任が問題となる（融資者の責任）。

### (2) 拡大の背景

CERCLA は、巨額のファンドを有することにより、地域住民の健康および環境を害する過去および現在の不適切な廃棄物処理を改善させるために立法化された。そして、連邦裁判所は、汚染負担者の原則を拡大して、汚染行為者の役員・従業員、その親会社および役員、事業承継者、環境汚染企業に対する融資者である金融機関にまで、潜在的責任当事者（PRPs）として浄化責任を負担させるようになったのである。

汚染負担者の拡大の背景には、①汚染に少しでも関与した責任がある場合には、その者が浄化費用を負担しないとすれば、最終的に国民が税金で浄化費用を負担しなければならない、②政府の費用により、問題となった施設・土地を浄化できるとすれば、融資者または事業承継者は、浄化により価値が増加した施設・土地をより有利な価格で競売・転売できる。これらは不合理であるというという政策的判断からである。

## 5 融資者の免責規定

### (1) 担保権者除外規定

そこで、環境汚染企業に係る融資者の責任について検討をする。CERCLA は、汚染された土地、施設を浄化すべき当事者として、当該用地、施設の現在および過去の所有者・操業者・廃棄物の発生者・輸送者を規定しているが、判例により浄化費用を負担する責任者の対象は拡大してきた。

しかし、不動産に担保権を設定して、事業資金を融資した金融機関に対し、CERCLA は当該銀行が施設経営に参加しないかぎり、「担保権者除外規定」(Secured Creditor Exception) に基づき、浄化費用責任を免除している。

CERCLA は、所有者および操業者について、「施設を所有、操業または支配していた者」と定義する一方、「施設などの経営・操業に参加することなく、その施設などに対し、主として自己の担保権を保全するために、所有権の徴憑を有する者 (indicia of ownership) は、この限りではない」とする担保権者除外規定 (CERCLA 101条(10)(A), SARA 101条(f)(35)(A)) を設けている。

すなわち、担保権者除外規定によれば、金融機関は融資先企業の日常業務に参加・関与することなく、担保権を実行して、融資先企業の施設の所有者となった場合、金融機関が債権の保全のみを目的とする限りに<sup>(14)</sup>おいては、浄化費用責任を負わない。

また、担保権者除外規定における「所有権の徴憑」とは、融資者が融資先企業の不動産担保物件の担保権を保持している期間の法的状況を意味する<sup>(15)</sup>。融資者が所有権を有していながら、法的効果において完全な所有権機能を有していない状態<sup>(16)</sup>であり、「所有権の徴憑」を有する者とは、ローンを担保するなどの目的のために権原を有する者<sup>(17)</sup>を意味する。

では、担保権者除外規定は、融資先企業および施設の経営・操業に参加した内容が具体的にいかなる場合に、適用されるのかが判例上、問題となってきた。とりわけ、Fleet Factors 社事件の控訴審判決<sup>(18)</sup>において、第11巡回区控訴裁判所は、「金融機関は、問題となった施設の日常業務に関与していなくとも、有害廃棄物の処理に影響を及ぼすことが可能であったと推定するに足りるほど十分に広範なものであり、当該施設の財

---

(14) Note, *Cleaning up the Debris after Fleet Factors: Lender Liability and CERCLA's Security Interest Exemption*, 104 Harv. L. Rev. 1249, 1259.

(15) Burkhardt, *Lender/ Owner and CERCLA: Title and Liability*, 25 Harv. J. Leg. 339.

(16) 木村俊郎「金融機関の環境浄化責任」法学論集(関西大学)43巻4号225頁。

(17) *Burroughs v. Garner*, 43 Md. App. 302, 312, n. 14.

(18) *U.S. v. Fleet Factors Corp.*, 901 F. 2d 1550 (11th. Cir. 1990).



## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

務面で経営に関与しておれば、施設の管理運営者とみなされ、免責条項は適用されない」と説示した。

当該判決により、米国では金融機関は融資先企業が引き起こした環境汚染に起因して、浄化費用責任に係るリスクを負うことになった。そのため、金融機関は融資の際に、より慎重な汚染調査を余儀なくされ、多数の企業は金融機関からの貸し渋りにより、経営を圧迫するまでに至った。なお、Fleet Factors 社判決については、後述する。

### (2) 善意の購入者の抗弁

#### ① Maryland Bank & Trust 判決

CERCLA 107条 b 項により、有害物質の漏出またはそのおそれが全く無関係の者または出来事により引き起こされた場合にのみ、浄化責任者は浄化に係る負担を免れる。例えば、戦争、天変地異、第三者の作為または不作為によるケースなどである。

1986年 CERCLA 改正法 (SARA) は、これら 3 種類の免責規定に加え、「善意の購入者の抗弁」(innocent purchaser defense) を追加した<sup>(19)</sup>。善意の購入者の抗弁が規定されたのは、Maryland Bank & Trust 判決が契機となった。

Maryland Bank & Trust (以下、MBT) はゴミ処理会社 CMD 社に1970年代から融資をしていた。CMD 社の経営者 McLeod 氏は同社敷地内に、1972年から1973年の間に有害物質を廃棄していた。

1980年に McLeod 氏の息子が同氏から CMD 社の施設を買うために、MBT から施設を担保として33万5,000ドルの融資を受けたが、すぐに返済が不履行となった。MBT は担保権を実行して、38万1,500ドルで落札し、所有権を取得したうえで、4年後に他者に譲渡した。

1983年に McLeod 氏の息子からの通報により有害物質の廃棄が判明し、

---

(19) U.S. v. Maryland Bank & Trust Co., 632 F. Supp. 573 (D. Md. 1986).

EPA が55万1,000ドルを費やして、有害物質が入ったドラム缶の撤去および汚染した土壌を除去した。

MBT が CMD 社の施設の所有権を取得した後、連邦政府および州政府は、CERCLA に基づき、当該土地が汚染浄化場所であると認定し、MBT に汚染浄化費用を課した。そこで、MBT が提訴した。

連邦地裁は、「MBT は、4年間にわたり CMD 社の施設の所有権を取得しており、EPA による問題となった施設の浄化事業以前に、1年以上にわたり所有している。MBT が浄化費用責任を負わないとすれば、競売でより安く物件を入手でき、納税者の負担において浄化された後に、より高い価格で転売できる。金融機関は担保不動産の潜在的な問題を調査することにより、慎重な融資をすることで、自身を守ることが可能である」と説示した。

そして、MBT に対し汚染浄化対策費として、55万1,000ドルの支払いを命じた。

## ②善意の購入者の抗弁

Maryland Bank & Trust 判決に対する批判が予想以上に強く<sup>(20)</sup>、連邦議会は1986年に CERCLA を改正し、善意の土地・施設の購入者の抗弁を認めた (CERCLA 101条(35)(A))。善意の購入者として抗弁をするためには、つぎのことを立証しなければならない<sup>(21)</sup>。

- a. 土地・施設を購入する前に、過去の所有権に関する全調査を行い、
- b. 有害物質の有無に関する十分な調査を行い、
- c. 第三者の作為または不作為に対し注意を払い、
- d. 購入対象の土地・施設に有害物質が含まれていたことを、相当

---

(20) Rashby, *U.S. v. Maryland Bank & Trust Co.: Lender Liability under CERCLA*, 14 Ecology L. Qua. 569, 577-579.

(21) フィンドレー＝ファーバー・前掲注(6)131頁。

### 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

の理由をもつても知ることができなかったこと、である。

しかし、購入者が土地・施設を所有している間に、有害物質の漏洩または漏洩のおそれについて現実を知ることになり、これら情報を開示することなく、他者に土地・施設の所有権を移転した場合には、抗弁の主張はできない (CERCLA 101条(35)(C))。

### (3) 環境監査

善意の購入者として、浄化費用責任を回避するためには、現実には環境監査 (environmental audit) が必要となる。当該環境監査は、環境監査専門会社または環境コンサルタントなどの外部専門家が担当するのが一般的である。

社内環境監査と異なり、外部専門家の環境監査は中立性および信憑性が高まり、外部環境監査専門家が発行をした環境調査表 (環境監査証明書) は施設または土地の売買契約の交渉にも影響を与えるものである。環境調査表は訴訟においても、有力な証拠となる<sup>(22)</sup>。

外部環境監査専門家による環境監査は、①汚染の有無、程度および規模、浄化責任が問題となる可能性、予想される浄化費用などの情報を得ることができる、②融資先企業の将来の行動から発生するかもしれない浄化費用責任から、融資者は回避することができる、③融資期間中に担保権が賦課された物件の価値の下落を防止することができる、などの利点がある<sup>(23)</sup>。

例えば、買い手は購入対象としている施設または土地の売買契約の締結時、または売買契約の検討時に、売り手に汚染浄化を実施させることができる。他方、売り手は、外部環境監査専門家による環境監査を受け、発行される環境調査表 (環境監査証明書) は、施設または土地が譲渡さ

---

(22) Lemor, *Monitors and Freeriders in Commercial and Corporatistings*, 92 Yale L.J. 55-60 (1982).

(23) 木村俊郎・前掲注 (16) 240頁。

れる時点において、当該施設または土地が汚染されていないことを示す<sup>(24)</sup>証拠となる。

外部環境監査専門家による環境監査の順序は、①CERCLAに基づくデータベース、RCRAに基づく有害廃棄物行為の通知、EPAの環境汚染報告書などの公開情報の入手、②施設または土地が汚染されている疑いが高い場合、汚染状況および当該施設または土地の詳細な調査の実施、③施設または土地汚染がある場合には、売買契約の交渉取り止め、浄化費用の負担問題を提案するのである。<sup>(25)</sup>

しかし、施設または土地の購入時点において必ずしも汚染の兆候がないこともある。そのような場合、多額の費用を要する外部環境監査専門家による環境監査を行う企業は、必ずしも多くはない。その結果、外部環境監査専門家による環境監査を受け、「善意の購入者の抗弁」により、汚染浄化責任を完全に免れた事例は極めて少ないのが現状である。<sup>(26)</sup>

## 6 融資者責任の認定基準

### (1) Mirabile 判決

Fleet Factors 社事件の控訴審判決（1990）において、第11巡回区控訴裁判所は、「金融機関は有害廃棄物の処理に影響を及ぼす能力を示す程度に、問題となった施設の財務面で経営に関与した場合、破産した融資先企業が放置した有害廃棄物の浄化費用を負担する」と説示した。その結果、金融界は混乱に陥った。

本判決以前における、Mirabile 判決は、<sup>(27)</sup>融資先企業の土地を取得した銀行が、当該土地から有害物質の漏洩のおそれがあることを知りながら、

---

(24) 東京海上火災保険株式会社編・前掲注（5）203-214頁。

(25) DeMeester, *Practical Guidance for Due Diligence Environmental Auditing*, 18 *Environmental L. Rep.* 193 (1989).

(26) 東京海上火災保険株式会社編・前掲注（5）162頁。

(27) *U.S. v. Mirabile*, 15 *Envtl. L. Rep.* 20994 (E.D. Pa., 1985).

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

この情報を開示せずに他者に売却すれば浄化費用責任を負うことを示した事例である。以下、Mirabile 判決を概観する。

American Bank & Trust (以下、ABT) は、塗料製造会社に破産の7年前から融資をしていた。融資の一部分については塗料製造会社の工場敷地を担保としていた。ABT は競売により当該敷地を落札し、Mirabile 氏に売却するまでの4ヵ月間、敷地内に散乱していた有害物質が入ったドラム缶550個の処理費用を計算していた。Mirabile 氏は ABT から敷地内の案内を受け、これら情報を開示したうえで購入をした。ただし、敷地の購入金額は明らかではない。

EPA が立ち入り検査をした結果、ドラム缶はすでに腐敗しており、土壤が汚染されていたため、ただちに当該敷地を浄化した。浄化費用は約25万ドルであり、EPA は Mirabile 氏に費用請求した。

連邦裁判所は、「ABT が敷地内に散乱するドラム缶から有害物質の漏洩のおそれがあることを知りながら、この情報を開示せずに売却したのであれば浄化費用責任を負う」と説示した。

しかし、「ABT が浄化費用責任を負うには、問題となった施設の操業、生産、廃棄物処理に参加したことが必要であり、廃棄物処理に係る財務面でのコントロールでは十分ではない。少なくとも、施設の日々の運営操業に参加していることが必要である」と述べ、ABT の浄化費用責任を免除した。

本件は ABT に浄化費用責任を課してはいないが、同社は「売却した敷地は汚染浄化が必要なこと」を売り手に開示しており、転売価格も浄化費用負担を考慮して、引き下げられていた可能性がある。そのため、Mirabile 氏は必ずしも不利な条件で当該敷地を購入したとは考えにくい。

## (2) Maryland Bank & Trust 判決

1980年に McLeod 氏の息子が同氏から CMD 社の施設を買うために、MarylandBank & Trust (以下、MBT) から施設を担保として融資を受

けたが、返済が不履行となったため、MBT は担保権を実行した。そして、4年後に他者に譲渡した。

1983年に有害物質の廃棄が判明し、EPA が55万1,000ドルを費やして、有害物質が入ったドラム缶の撤去および汚染した土壌を除去した。連邦政府および州政府は、CERCLA に基づき、当該土地が汚染浄化場所であると認定し、汚染浄化費用を課した。そこで、MBT が提訴した。<sup>(28)</sup>

連邦地裁は、「MBT は、4年間にわたり CMD 社の施設の所有権を取得しており、EPA による問題となった施設の浄化事業以前に、1年以上にわたり所有している。MBT が浄化費用責任を負わないとすれば、競売でより安く物件を入手でき、納税者の負担において浄化された後に、より高い価格で転売できる。金融機関は担保不動産の潜在的な問題を調査することにより、慎重な融資をすることで、自身を守ることが可能である」と説示した。そして、MBT に55万1,000ドルの支払いを命じた。

MBT 判決は、「MBT は担保権実行後、土地を4年間も所有しており、それは投資目的である」と指摘する。すなわち、「MBT は所有する期間を引き延ばし、EPA の浄化により、取得した不動産価値を高めたのである」と判断したと考えられる。

### (3) Fleet Factors 社判決

これまでの判例は、「融資者が融資先企業の日常業務に参与していなければ担保権者除外規定により浄化費用責任を免れる」と判断してきたのに対し、本判決は融資者に広範囲かつ厳格な責任を課すことになり、金融機関の融資業務に多大の影響を与えることとなった。<sup>(29)</sup>

---

(28) U.S. v. Maryland Bank & Trust Co., 632 F. Supp. 573 (D. Md. 1986).

(29) Anhang, *Cleaning Up the Lender Management Participation Standard under CERCLA in the Aftermath of Fleet Factors*, 15 Harv. Env. L. Rev. 235 (1993).

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

### (事実の概要)

SPW 社は、1963年に設立された布地プリント会社である。1976年に、Fleet Factors 社（債権取立買取業者）は、売掛債権を譲渡担保として融資を行い、その後、SPW 社の全ての設備、工場施設、備品および在庫などに担保権を設定している。

1979年に SPW 社は経営不振に陥り、更生手続の申請を行ったが、1981年に操業を停止した。Fleet Factors 社は債権回収を続けていたが、1981年12月に SPW 社は破産宣告を受けた。そこで、Fleet Factors 社は設備および在庫の一部について担保権を実行したが、不動産については担保権を実行しなかった。施設は税金の滞納により、州政府の所有となった。

Fleet Factors 社は、Baldwin 社に競売実施契約を結び、競売を依頼した。Baldwin 社は担保物件を現状渡しで売却し、物件の移動は購入者の責任であった。1982年8月に、Fleet Factors 社は、売れ残りにより移動されなかった設備について Nix 氏に搬出を依頼した。そして、敷地をほうきで掃いた状態にするように命じ、1983年12月に一連の作業は終了した。

連邦政府（EPA）の主張によれば、Baldwin 社は競売前に SPW 社の施設にあったドラム缶を競売が行われるエリアから移し、物件購入物および Nix 氏は設備および機械をつないでいたパイプから有害物質であるアスベストを散乱させた。とくに、Nix 氏は敷地内でトラクターでドラム缶を押しつぶすなど、18ヵ月以上にわたり敷地内で作業をしていた。

1984年1月に、EPA は SPW 社の施設を調査し、有害物質が入った700本のドラム缶およびトラック44台分のアスベスト含有物の除去を行った。当該費用は、約40万ドルに達した。

そして、EPA は SPW 社の総株式の50%ずつを所有する社長の Horowitz 氏および副社長の Newton 氏、金融機関の Fleet Factors 社に浄化費用を請求する訴えを提起した。

(判決の要旨)

①地裁判決<sup>(30)</sup>

Georgia 南部地区連邦地裁は、つぎの理由から、Horoeitz 氏および Newton 氏の両株主の浄化費用責任を認めたが、Fleet Factors 社に対しては免責した。

すなわち、税金滞納により州政府に施設の所有権が移った場合、直前に施設を所有または操業していた者が現在の施設の所有者または操業者とみなされる (9601条(20)(A)(iii))。

しかし、Fleet Factors 社は施設に関し担保権を実行せず、直前に施設を所有していなかったため、所有者または操業者には該当しない。Fleet Factors 社は SPW 社に融資を開始した時点から、Baldwin 社の競売準備に至るまで、日々における経営に係る参加があったとはいえない。

汚染の原因は、SPW 社による有害物質の入ったドラム缶の放置、Baldwin 社による移動、機械購入者および Nix 氏によるアスベストの散乱による。

②控訴審判決<sup>(31)</sup>

第11巡回区控訴裁判所は、つぎの理由から、Fleet Factors 社が浄化費用責任を負うとの判断を示したうえで、原審を破棄差戻とした。

すなわち、Fleet Factors 社は現在の所有者または操業者には該当しない。しかし、有害物質の処分当時の操業者と経営への参加は異なる。担保権者は「問題となった施設の日常業務に関与することは必要ではなく、融資先企業の有害廃棄物の処理に影響を及ぼす能力を有する程度に、施設の財務面で経営に参加しておれば、操業者としての責任を負う」。この場合、日々の運営管理に関与したり、有害廃棄物に関する経営上の決定に参加することまでは必要ではない。

---

(30) U.S. v. Fleet Factors Corp, 724 F. Supp. 955 (S.D.Ga. 1988).

(31) U.S. v. Fleet Factors Corp, 901 F. 2d 1550 (11th. Cir. 1990).



## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

担保権者による施設経営に係る関与が、有害廃棄物の処理決定に影響を及ぼすことが推定されるほどに広範なものであれば、担保権者は責任を負うのである。

本件では、1981年2月までは Fleet Factors 社による SPW 社に対する関与は担保件者除外規定により免責される。その後、Fleet Factors 社は SPW 社に対し、商品を発送する際には Fleet Factors 社に許可を得ることを命じ、従業員のリストラに関与し、SPW 社の設備類の処分を Baldwin 社に依頼している。これら事実は、担保件者除外規定の適用を受けるものではない。

### ③差戻審判決<sup>(32)</sup>

Fleet Factors 社が、SPW 社の操業停止以後、同社の在庫品を SPW 社の従業員を使って顧客に発送することにより、換金していたことなどは、必ずしも経営参加に当たるとはいえない。

しかし、Fleet Factors 社が依頼した Baldwin 社および Nix 氏の有害物質の取扱行為は、融資者による経営参加といえる。すなわち、Fleet Factors 社は有害物質を管理できる地位にあり、浄化費用責任を免れるものではない。

## 7 融資者責任軽減の施策

### (1) EPA 最終規則の制定

このように、Fleet Factors 社事件の控訴審判決は、①担保権者は操業者として施設(土地)を日常的に管理していなくとも、②融資先企業の有害廃棄物の処理に関する操業上の決定に直接的に参加をしていなくとも、③融資先企業の有害廃棄物の処理に影響を及ぼす能力を有する程度に、施設の財務面で経営に参加しておれば、操業者としての責任を負う

---

(32) U.S. v. Fleet Factors Corp, 821 F. Supp. 707 (S.D.Ga. 1993).

と述べる。そして、施設の操業に係わる多額の融資をしていたのであれば、融資者は浄化費用責任を負う可能性があることを示唆したのである。同判決により、融資者が財務面の関与または助言をすることは、融資先企業の汚染処理に影響力があつたと推定されることになり、金融界を震撼させ、貸し渋りを招く結果となつた。<sup>(33)</sup>

そこで、1992年4月に、EPAは金融機関の不安を解消するために、担保権者除外規定の解釈に一定の基準を示す最終規則（Final Rule）を制定し、融資開始以降において担保権者による経営参加に該当しない行為を例示した。<sup>(34)</sup>

EPA最終規則が定義する経営参加とは、①施設の操業および運営に対する現実の参加を意味し、影響を与える能力および施設の操業をコントロールできる権限の不行使は含まない、②債務者の環境政策の意思決定に支配を及ぼし、環境政策の運営に全面的な支配力を行使した場合、経営参加に該当する、③信用調査、債権回収、人事、会計検査などは経営参加に該当しない。

また、融資開始以降、担保権者の経営参加に該当しない行為とは、つぎの内容である。

①融資開始時に、融資者が施設の環境調査を自らまたは債務者に要求し、債務者に施設の浄化および適用される法律の遵守を求めること、②担保権実行前に債務者の債務不履行に対応し、担保価値の減少を防止しようとする債権者の行為（workout）として、担保条項の再協定、割増利息の要求、支払猶予などがある。担保物件の価値減少防止策（workout）は経営参加に該当しない、③担保権実行後、取得した担保物件は、12ヵ月以内に当該施設などを扱う業者のリストに掲載するか、または月

---

(33) Berz & Gillon, *Lender Liability Under CERCLA; In Search of A New Deep Pocket*, 103 *Banking L.J.* 4, 8.

(34) National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan, *Lender Liability under CERCLA*, Rule 57 Fed. Reg. 18, 344 (1992).

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

刊誌・新聞に売出しの広告を載せて、担保権者が投資目的で所有したのではないことを立証する必要がある<sup>(35)</sup>。

EPA 最終規則は、Fleet Factors 社事件の控訴審判決が示した経営参加概念を否定し、①施設の操業に「現実的に関与」していなければ経営参加に該当しないこと、②財務面で参加したことだけから経営参加には該当しないこと、③融資者は担保実行後は、できるだけ早く物件を処分すること、を趣旨とするものである。

EPA 最終規則の目的は、担保権者除外規定の内容を明確するとともに、EPA の汚染浄化措置により、融資者が不当な利益を獲得することを防止することにある。

### (2) EPA 最終規則の無効判決

EPA 最終規則の制定後、環境汚染企業への融資者責任が問題となった裁判において、融資者に有利といえる判決が多数、下されるようになった。

EPA 最終規則により、融資者責任が問われなくなることを懸念した Michigan 州政府および化学製造業協会 (Chemical Manufacturers Association) は、訴えを提起し、当該規則の無効を主張した<sup>(36)</sup>。

Columbia 地区巡回区控訴裁判所は、「浄化費用の請求訴訟において原告となる EPA に、担保権者の範囲に関する規則を制定する権限はない。そのため、裁判所は EPA 最終規則に従う必要はなく、同規則は無効である。金融機関の融資者責任の変更については、議会を通じて、CERCLA の改正をすることにより行われるべきである」と説示した。

Kelly 判決は、「EPA には、金融機関の融資者責任を制限する権限が与えられていない」と判断したことにより、金融機関は多額の浄化費用

---

(35) 信澤久美子「環境汚染とレンダー・ライアビリティー」野村好弘編『環境と金融』(成文堂, 1997年) 40-41頁。

(36) Kelly v. EPA, 15 F. 3d 1100 (D.C.Cir. 1994).

責任を課される懸念を抱くこととなった。

### (3) 1996年改正法

1996年に、CERCLA は融資者責任を中心として、担保権者除外の範囲に関し改正が行われた。1996年改正法は、広範な融資者責任に対する産業界からの批判が前提とな<sup>(37)</sup>った。

1996年改正法によれば、第1に、融資先企業の施設の経営・操業に参加するとは、施設の経営または操業に現実的に参加をすることであり、単に施設の操業に影響を与える権限または行使されなかった支配権限を有していることを意味するものではない (CERCLA 101条(20)(F)(i))。

第2に、担保権者たる融資者が融資先企業における環境政策面のコンプライアンスに係る意思判断形成に支配を及ぼし、有害物質の取扱いまたは処分業務に関する責任を有している場合、経営・操業に参加しているとされる。

第3に、担保権者が施設の運営管理に支配を及ぼして、融資先企業における環境政策面のコンプライアンスに係る日常的な判断形成に責任を有し、施設の管理職務の全域にわたり実質的な責任を有している場合、経営・操業に参加しているとされる (CERCLA 101条(20)(F)(ii))。

1996年改正法は、CERCLA に基づく広範な融資者責任を課してきた判決に対する懸念を減少させることを企図したものである。<sup>(38)</sup>

## 8 MNB 判決の意義

MNB 判決において連邦地裁は、①1964年から1986年8月までは、MNB の頭取または副頭取が AUSCO の取締役会に出席していたが、施

---

(37) BERGKAMP, LIABILITY AND ENVIRONMENT: PRIVATE AND PUBLIC LAW ASPECTS OF CIVIL LIABILITY FOR ENVIRONMENTAL HARM IN AN INTERNATIONAL CONTEXT (Kluwer Law International, 2001), at 138.

(38) 山本浩美『アメリカ環境訴訟法』(弘文堂, 2002年) 56頁。

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

設の操業および環境対策に係る事項は役員会で実質的に決定され、現実には AUSCO の意思決定を支配していたとはいえないこと、

②1986年8月から1988年6月までは、MNB は貸付金の返済要求を強行に迫りつつ、AUSCO の経営に係わったことは容認できないことなく、財務面における同社の監視は AUSCO の意思決定を支配したとはいえない。これら理由から、MNB が AUSCO の運営および施設の操業に影響を及ぼす能力を超えて、現実には運営および操業をしていたという証拠はない、と説示した。

本判決は、Fleet Factors 社判決を批判する一方、EPA最終規則の影響を受けていた時期に下されている。そして、MNB が AUSCO に対し、環境政策の意思決定に支配を及ぼし、環境政策の運営に全面的な「支配力を行使」していないなどから経営参加に該当しないと指摘している。

しかし、本件は「融資者が融資資金額、期間、融資を通じた MNB の影響力が AUSCO の様々な施策にどのように関わり、融資者は融資先企業への影響力を通じ環境汚染を防止するためにどのような責務を負っているのか」<sup>(39)</sup>について、必ずしも明白にはしていない。

そのため、MNB の融資先企業に対し、環境汚染対策・廃棄物処理に係る管理監督責任の不作为による責任は認められにくいこととなる。環境汚染のような巨額の損害に対し、MNB の不作为責任が全く問題とされなくてよいのか疑問が残る。

## 9 米国の融資者責任に関する考察

企業が経営危機に直面した場合など、金融機関は自己の債権を確保するための措置に加え、融資先企業の経営に深く関与することも少なくない。例えば、金融機関による融資先企業の財務経営情報の収集、融資先企業への人的派遣、事実上の経営支配である。

---

(39) KOTVIS, LENDER LIABILITY LAW AND LITIGATION, § 12. 03 (1998).

CERCLA は、浄化費用責任者を判例を通じ拡大してきた。そして、融資者にまでその範囲を拡大してきた。CERCLA が制定される以前においては、環境汚染に対する融資者責任は、コモンロー上で展開された「法人格否認の法理」<sup>(40)</sup>を適用してきた。

すなわち、金融機関が融資を行うことにより、融資債権の保全または融資の見返りとして、融資先企業の経営を実質的に支配している場合には、融資者に責任を課すのである。しかし、「法人格否認の法理」を採用した場合、融資先企業と融資者が同一人格とみなすことは必ずしも容易ではなかった。

そこで、CERCLA に基づく、環境汚染企業に係る融資者の責任が問題となった判例を概観すれば、①金融機関が担保物件を所有した場合、②融資者が担保権を実行していなくとも、融資先企業における経営参加をした場合、融資者は所有者または操業者に該当するとして浄化費用責任を負う可能性<sup>(41)</sup>がある。

そして、融資者が正当な理由なく、浄化措置の命令に従わず、EPA が代替して汚染浄化措置を行った場合、EPA は融資者に対し懲罰的損害賠償として、現実に要した浄化費用の3倍を限度とする金額を請求することが可能である。

判例を分析すれば、融資後の金融機関は、つぎの行為については、融資先企業にとり経営関与をしたとはいえない。すなわち、①融資先から定期的に財務書類を受領すること、②担保物件を定期的に現場視察すること、③融資先企業の債務不履行後、担当者を現場に送り、その報告を受けると、④ローンリストラクチャリングについて融資先と話し合う<sup>(42)</sup>こと、である。

米国の判例のなかには、融資者が直接的に融資先企業の施設を管理操

---

(40) 木村俊郎・前掲注(16)233頁。

(41) BLOOM, LENDER LIABILITY: PRACTICES AND PREVENTION (Wiley Law Publication, JhonWiley & Sons, 1989) at 256.

## 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

業していなくとも、施設の管理操業および廃棄物処理の取扱いを指示できる立場にあり、環境政策に意思決定に影響を与える程度に、多額の融資という財務面で施設の管理操業に関与しているならば浄化費用責任を負うとする事例もある。そして、廃棄物処理の決定に影響を与えるうると推測できる程度に関与していた場合であっても、責任を負うとしている。

その後、融資者責任を緩和する施策として、1996年に CERCLA は改正された。そして、支配権限を有していることだけでなく、融資者が融資先企業における環境政策面のコンプライアンスに係る日常的な意思判断形成および施設の運営管理に支配を及ぼし、施設の管理職務の全域にわたり実質的な責任を有している場合、浄化費用責任が認められることとなった。

金融機関が融資先企業に対し、設備運営・建設などの融資を行う際に、融資先企業との契約内容から、環境汚染の可能性、人的・物的損害の発生を予見できる場合を想定することは、現実には極めて困難であり、金融機関の注意義務違反を問うことには無理がある。

そのため、融資先企業が経営危機に直面したような場合において、金融機関が人的派遣を通じて、融資先企業の経営に直接に関与しており、日常的な廃棄物処理などの環境活動について、融資先企業の経営者と同程度に金融機関が支配を及ぼし、積極的汚染行為または不作為により、環境汚染および第三者に損害を与えたのであれば、融資先企業と共同して不法行為責任を負うと考えられる。

Ⅱ章で考察するように、わが国において、環境汚染が問題となったものではないが、金融機関の融資者責任自体が問題となった裁判例は少なくない。しかし、融資先企業の環境汚染行為に対し、いかなる場合に融資者責任を課すことができるのかは必ずしも明白ではない。

---

(42) 赤羽 貴「米国連邦環境法上の貸付者責任に関する最近の動向」国際商事法務24巻1号7頁。

融資先企業による環境汚染行為により、第三者である融資者である金融機関に責任を追求する場合、金融機関が負う環境配慮義務を直接の根拠として、環境浄化責任を負わせることを可能性とする学説もある<sup>(43)</sup>。

環境配慮義務とは、「契約当事者である債権者と債務者の双方が、契約の交渉、締結、履行、終了などの一連の過程のなかで負う、公害防止または環境保全に配慮する義務」であると定義され、法的根拠を融資締結前および履行後の付随義務に求めるのである。

すなわち、融資契約の締結により、環境悪化または被害発生に実質的に関与し、あるいは関与の程度が高いと認められる場合、環境浄化責任および行為の差止を課すものである。

環境配慮義務は、融資契約の内容から、環境汚染の可能性があり、それにより人の生命・身体への悪影響が予見できる場合、または融資相手方への法律上・事実上の関与が高い場合に認められるとする法理である。

しかし、環境配慮義務の法理に基づき融資者に浄化費用責任を課すことが、企業法上、妥当であるのかは疑問である。すなわち、金融機関は融資締結前および履行後の付随義務として、環境配慮義務を負っているのかについて検討されなければならない。当該問題については、Ⅱ章において考察する。

融資契約に基づく環境浄化責任の成否については、①加害行為が融資資金による活動かどうか、②融資者の被融資者に対する関与の有無・程度、③被融資者による行為の性質・内容・融資者の裁量の範囲などが問題となる。

融資者責任は、米国判例の近年の傾向においても、融資者が汚染の原因となった施設に多額の融資を行うなどの財務面の参加を、融資者による経営参加とみなし、浄化費用責任が課されている。

そこで、融資者は、融資先企業に環境汚染に関する開示をさせようえ

---

(43) 吉川栄一『企業環境法』（信山社，2002年）164-165頁。



### 環境汚染企業に係る融資者の責任 (1)

で、融資先企業による環境汚染を回避させる環境政策に積極的に関与する責務があると考えられる。また、融資者は、環境汚染を行うような危険な操業を行っている企業に積極的に融資した場合の浄化費用責任に加え、担保不動産を競売にかけ、融資金を回収する際に、購入者に知りうる限りの汚染開示責任を負うであろう。